

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
1	令和5年12月21日	米のブランド化について	町内飲食店で食べた琴浦町三本杉産の米がとてもおいしく流通していないのが不思議である。 三本杉農家で作られている米のブランド化を検討してほしい。	飲食店及び生産農家に確認したところ、「三本杉の清流米」として既に一部県外での販売・流通はあるとのことでした。 生産者数が1戸と限られており、現時点においては、品質の維持のため販売・流通拡大の予定はございません。 今後、このようなご要望があったことを踏まえ、この件も含めて地域の生産者の皆様との話し合い等の場を設定するなど米をはじめ、地域農業の振興に努めてまいりたいと存じます。	農林水産課	0858-55-7802	令和6年4月1日	令和6年1月5日
2	令和6年1月11日	本庁舎内の監視カメラ、アウトドア用椅子とテーブル、町民の声制度について	① 庁舎内に監視カメラが有るのはアブノーマル。相談・申請等困り事で訪れている方に対してのはいかがなものか。昔福祉施設で利用者を監視カメラで管理している時代があったが、虐待に当たるとして今では禁止されている。トラブルの説明責任の証拠作りの監視カメラはいかがなものか。 ② アウトドア用ともみられる椅子とテーブルがあったが、役場を訪れる方は癒しを求めて来庁されているのではない。助けを求めて来庁されている。 ③ 町民の声について、意見箱の場所、掲示の方法についての工夫を求める。また、匿名でない意見については、すぐに回答を送付してほしい。	このたびは貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。 ① 役場本庁舎に設置されているのは防犯カメラであり、犯罪及び事故の未然防止や庁舎管理が主な目的となっております。また、設置場所についても職員通用口、保健センター通用口等となっております。各課の相談窓口での相談の様子がこれら防犯カメラに映ることはありません。 ② アウトドア用の椅子とテーブルについては、昨年度まで行っていた防災グッズの災害時活用PRで使用していた椅子・テーブルを引続き活用しているものです。昨年度までは、大型キャンプテントと椅子・テーブル等をロビーに配置し、災害発生時にはアウトドア用品が屋外の災害対策本部等として活用できるという活用例の展示とロビー空間の有効活用を兼ねてミーティングスペースとして使用していました。テントについては一定期間のPRを終えたため撤去しましたが、引続き使用可能な机・椅子については今後も休憩や相談・協議の場所として活用して行きたいと考えております。恐れ入りますが、ご理解くださいますようお願いいたします。 ③ 町民の声箱の位置につきましては、いただいたご意見を踏まえて、本庁舎入口付近へ移動しました。本庁舎内で掲示している町民の声一覧につきましては、庁舎レイアウトの都合上、町民の声箱付近へ移動させることは難しいですが、いただいたご意見を踏まえて文字を大きくして掲示しました。また、いただいたご意見についての回答は、受付後、1週間を目処に対応することとしていますが、ご意見の内容によっては検討にお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。	総務課	0858-52-2111	令和6年4月1日	令和6年1月26日
3	令和6年1月22日	ドッグランの設置について	ペットが楽しく遊べる施設（ドッグラン等）を作っていただけないか。 町内において問題となっている犬のフンの始末についての一助となるかもしれない。	日頃は、琴浦町の動物愛護についてご協力いただき、深く御礼申し上げます。 ご意見いただいた件について、現在、行政としてドッグラン等のペットが遊べる施設を作る予定はありません。公園や歩道等での犬の散歩等の犬のフンの始末などについては問題視しており、飼い主のマナー向上のため周知啓発に努めてまいりますので、引き続きご理解ご協力の程、よろしくをお願いいたします。	町民生活課	0858-52-1703	令和6年4月1日	令和6年2月7日
4	令和6年2月13日	歩道の除雪について	道路の除雪は行うのに対し、歩道を除雪しないのはなぜか。 通学路の確保からでも対応してほしい。	この度は貴重なご意見をありがとうございます。 町道(車道)の除雪については、順次、町で行っていますが、町内の歩道全ての除雪を町で行うのは困難であり、家に行くためや通勤・通学に使用する道路や通路である生活道路の除雪は、各自治会での作業をお願いしている状況です。 各自治会が行った生活道路の除雪活動について、使用した除雪機械の燃料費や借上料などを補助する制度を設けております。制度の詳細な説明、申請は総務課(行政総務室)で受け付けておりますので、ご相談ください。	総務課	0858-52-2111	令和6年4月1日	令和6年2月19日
5	令和6年2月15日	トピア東伯店の営業終了に伴う買い物環境について	・トピア東伯店の閉店が決まっている(東宝も来ない事が決まっている) ・80代の方も多く、9号線沿いのお店にまで買い物をしに行くのは難しい。 ・せめて、肉・野菜・魚は近場で買える様にして欲しい。週1日でも、週2日でも良いので。 ・トピアの青空市で野菜を販売する人たちも、遠くに出品しなければいけないと嘆いている。	・旧東伯町地域にはトピア店の他にもスーパーマーケットが営業しています。地域内での買い物環境が確保されていることもあり、町ではこのたびの閉店に関して、事業者への支援を行わないことを決めています。 ・このため、トピア店が閉店することによる近隣住民への影響を少なくするためには、まずは町内の他店舗へ移動できる環境を整えることが重要と捉えています。 ・保部落周辺は、以前より「ことうらバス」の路線であり、日中は10便(往復)が運行しています。また、令和4年度のバス路線見直しによりトライアルにもバス停を追加設置したところです。ぜひとも日々の買物に公共交通を活用くださいますようお願いいたします。	企画政策課	0858-52-1708	令和6年4月1日	令和6年2月22日

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
6	令和6年2月26日	不要品の譲渡について	一斉不要品受け渡し品物の管理はその家の責任で並べておくような方法で、「不要品譲渡day」のようなイベントの開催について呼びかけをしてほしい。	日頃は、琴浦町のごみ減量についてご協力いただき、深く御礼申し上げます。 再度ご意見をいただき、ありがとうございます。 ご提案の件について、自治会単位や地区公民館・地域協議会単位であれば実施の可能性もあり、具体的な実施方法や地域への働きかけを検討したいと考えています。 これまでも、チャイルドシートの譲渡会や社会福祉協議会による学用品や子ども服のリユース事業などが実施されておりますので、それらの周知も強化し、ごみ減量につなげていきたいと思っております。	町民生活課	0858-52-1703	令和6年4月1日	令和6年3月4日
7	令和6年2月28日	接遇について	令和5年12月に上下水道課へ下水道管の埋設について電話問合せした際、こちらが名乗って会話を始めたが、対応した職員は尋ねるまで名乗ることはしなかった。問い合わせについても、会話で使用した「作道」という言葉について『そのような公用語はない』と繰り返し、その言葉が何なのか他課等へ聞くなどせず、自分の知識のみで対応されているように感じ疑問を感じた。 令和6年1月に建設住宅課を訪ね、「作道」について聞くと「赤線」と即答された。同じ庁舎内で隣り合わせの課であるのに、前回の職員の対応に残念な思いをした。この際、その職員も同席したが、対応が高圧的で恐さを感じ、「大きな声で話さないでください」とお願いすると「あなたも声大きいじゃないですか」と応酬される。 これが町民サービスを日々の業務とする町職員の態度かと失望した。 電話対応を初め、町職員への接遇教育の徹底を図ってほしい。 問題に対して一人で対処しようとせず、多面的な方法で解決してほしい。 琴浦町職員服務規程第2条にあるとおり、町民の奉仕者であることを常に念頭に置き職務にあたってほしい。	職員の接客姿勢等によりご不快に思われたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。 ご指摘を受け止め、関係課に事実確認を行い、管理職会で本件について報告しました。対応を協議し、改めて職員の接遇姿勢や公務員としての意識向上について周知徹底を図りました。 このたびいただいたご指摘を真摯に受け止め、職員の接遇研修を行うなどし、より一層の住民サービスの向上に取り組んで参りますのでよろしくお願いいたします。	総務課	0858-52-2111	令和6年4月1日	令和6年3月12日
8	令和6年3月11日	道路の整備について	住んでいる所の周辺の道路が、きれいに舗装されておらず、デコボコが多くて走りにくい。他の地域は、きれいに舗装されているのに、いまだにデコボコの多い道路ばかりである。道路整備ぐらいはどうかしてもらいたい。	町内には舗装修繕が必要な箇所が多くあるため、年次的に修繕を行っているところです。 令和4年1月5日付けで岩本部落から要望をいただいた牛飼地区の道路については、現時点では通行に支障が生じるほどの状態ではないことから経過を観察しています。今後、状態が悪くなった場合は、自治会で話し合っていたり、部落要望をお願いします。ただし、要望書を提出していただきましても、舗装修繕について他地区からも多くの要望をいただいております。実施時期は未定となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 また、陥没やひび割れなどにつきましては、連絡をいただきましたら、損傷状況等を現地確認し、損傷が激しく修繕が必要な箇所については、部分的な修繕を行っています。 今後も、町の舗装修繕事業に対し、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	建設住宅課	0858-55-7804	令和6年4月1日	令和6年3月15日
9	令和6年3月13日	道路の見通しの悪さについて	しらとりこども園付近の道路の見通しの悪さについて	しらとりこども園北側の町道から県道に出る交差点につきましては、平成27年4月に地元自治会から要望を受け、交通安全対策として、町でカーブミラーを設置しています。また、警察署が、停止線、「止まれ」の路面標示及び「止まれ」の交通標識を設置しています。 交通ルールを守って、安全に気をつけて通行をお願いします。	建設住宅課	0858-55-7804	令和6年4月1日	令和6年3月19日
10	令和6年3月13日	町営バスの増便について	琴浦町営バスの増便について	ことうらバスの利用者は、この10年間で約6割が減少しています。 また、ドライバー確保が難しくなるなど地域交通の維持には大きな課題を抱えています。 このような状況のなか、町ではより効率的な運行のため、バスの便数やルートなどの見直しを重ねてきています。 バス増便の要望にお応えすることは困難ですが、利用者のニーズにあったダイヤの検討は可能ですので、具体的な要望がありましたら、琴浦町企画政策課までお知らせください。	企画政策課	0858-52-1708	令和6年4月1日	令和6年3月19日

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
11	令和6年 3月14日	町民の声箱の場所について	①町民の声箱の位置が、職員に見られている場所のような気がして、書きたいことを書けない。 ②氏名や住所を記載して投稿したくない。	この度はご意見をいただきありがとうございます。  ① 町民の声箱の位置については、「わかりやすい場所に置いて欲しい」というご意見をいただいた経過と、「広く意見を受け付けたい」という町の方針があるため、来庁いただいた皆様の目につきやすい場所である本庁舎入口付近へ設置しております。 なお、町民の声は、庁舎内に設置している町民の声箱に投書するほか、ホームページお問い合わせフォーム、電子メール、郵送、電話等でも随時受け付けておりますので、ご都合の良い方法でご意見をお寄せください。  ② 町民の声は匿名での投稿も受け付けておりますが、いただいたご意見を踏まえて、町民の声記入用紙の氏名及び住所欄に、「町から直接の回答が不要な場合は、未記入でも結構です。」の文言を追記しました。 なお、匿名等、回答先不明のご意見については、四半期毎にホームページ及び庁舎内掲示板へ掲載することで回答いたします。	総務課	0858-52-2111	令和6年 4月1日	令和6年 3月27日
12	令和6年 3月14日	ダイヤモンド婚、プラチナ婚の祝いについて	昔は、「ダイヤモンド婚」「プラチナ婚」の祝いを町がしてくれていた。なぜなくなってしまったのか？	本町では、合併前の旧町時に、町主催で「金婚式」「ダイヤモンド婚式」を敬老会との同時開催で実施しておりましたが、合併以後は、対象者数の増加や、一堂に会する会場がないことから、事業を廃止とさせていただきます。 現在は、身近な場所で気軽に参加しやすい各部落での敬老会の開催を推進し、75歳以上の高齢者を地域でお祝いされる場合には、敬老会開催の補助金を交付して長寿をお祝いしているところであります。 その他の事業としましては、満100歳を迎えられた方に長寿祝品と賀状をお贈りするほか、88歳を迎えられる方に記念品を贈呈し、長寿のお祝いをしているところでございます。 ご提案をいただいたところではありますが、「金婚式」「ダイヤモンド婚式」につきましては、死別や離別で参加できない人に不公平が生じることも考慮し、今後も再開は考えておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	すこやか健康課	0858-52-1716	令和6年 4月1日	令和6年 3月27日
13	令和6年 3月14日	展示について	総合体育館に故小林繁氏の肖像画等が飾られているが、岡本直己氏（陸上）も飾って応援してほしい。	ご意見をいただきありがとうございます。 現在、総合体育館に展示されている故小林繁氏の遺品等は、昨夏に親族から寄付を受けたもので、本庁舎に一時保管していました。 今年1月に故人を讃える会が開催され、3月9日の少年野球教室にあわせ、町スポーツ協会特別功労賞受賞者である故人の功績を知ってもらうため総合体育館に展示したものです。 岡本直己氏をはじめ、スポーツ界でご活躍されている町出身者は他にもおられますが、現役または引退間もないなど、この先も選手、指導者としてご活躍が期待されます。 今後、展示に関する基準を含め、検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。	社会教育課	0858-52-2047	令和6年 4月1日	令和6年 3月25日